

溶接ヒューム：個人ばく露測定〔採取口の位置（呼吸域）〕

環境・健康

溶接ヒューム（金属アーク溶接等作業において加熱により発生する粒子状物質）が新たに特化則の特定化学物質となり、金属アーク溶接等作業を継続して屋内作業場で行う事業者に溶接ヒューム濃度の測定などが義務付けられました。

溶接ヒューム濃度の測定（個人ばく露測定）時の試料採取口の位置（呼吸域）についての告示・通達を下記に示しました。

溶接ヒューム濃度の測定（個人ばく露測定）時の採取口の位置（呼吸域）

【測定等告示第1条】

※試料採取機器の採取口は、当該労働者の呼吸する空気中の溶接ヒュームの濃度を測定するため最も適切な部位に装着しなければならない。

【測定等告示施行通達】

※「労働者の呼吸する空気中の溶接ヒュームの濃度を測定するために最も適切な部位」とは、
⇒労働者の呼吸域（当該労働者が使用する呼吸用保護具の外側であって、両耳を結んだ直線の中央を中心とした、半径30センチメートルの顔の前方に広がった半球の内側をいう。）をいうものであること。

☆ただし、呼吸用保護具を使用することにより呼吸域に試料採取機器の吸気口を装着できない場合等は、

⇒呼吸域にできるだけ近い位置とすること。

☆また、溶接用の面体の外側の溶接ヒュームの濃度は、内側と比較して大幅に高いため、
⇒試料採取機器の採取口が溶接用の面体の内側に位置するように装着すること。

kes サポート

目的	課題	kes サポート
把握	作業環境への有害物の発散状況	作業環境測定
	作業者の有害物のばく露状況	個人ばく露測定
	既設の局所排気装置の性能	局所排気装置性能検査
改善	作業環境への有害物の発散抑制	排・換気設備の改善・設置
	有害物の体内侵入防止	呼吸用保護具、保護手袋等の使用
教育	有害物取扱い作業者の衛生意識の向上	労働衛生教育